

令和7年5月30日

福津市議会

議長 高山 賢二 様

総務文教委員会

委員長 石田 まなみ

総務文教委員会報告書

令和7年第3回福津市議会定例会において、議決を受けておりました閉会中の所管事務調査について、その調査結果を会議規則第110条の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

1. 調査事項

基金運用に関する法令等との整合性及び今後の財政への影響等について

2. 期日

令和7年5月9日（金）

3. 調査の目的

本市は基金の約7割を超長期（30年満期・40年満期）の国債等で保有している。令和5年度及び6年度には保有現金と今後の資金需要を考慮し、一部債券を現金化して売却損を発生させている。昨年度9月定例会決算審査特別委員会や12月定例会及び3月定例会で議員から問題提起された事、また、複数メディアによって報道され、市長選挙の争点のひとつになった事で、広く市民が知る状況となった。

令和7年3月4日の全員協議会で市から議会に対し一定の報告はされたものの不明な点も多く、平成30年以降の資金運用に関する法令等との整合性と今後の財政への影響等について、所管委員会として更なる調査が必要と考え、以下の9項目について調査した。

- （1）基金運用の意思決定プロセス等について
- （2）基金運用に係る内部統制について
- （3）債券運用に係るリスクヘッジについて
- （4）資金運用会議について

- (5) 資金運用方針等について
- (6) 基金の現状と今後の行財政運営への影響について
- (7) 基金に関する制度等について
- (8) 市民、議会への説明について
- (9) その他

4. 調査結果

(1) 基金運用の意志決定プロセス等について

基金運用方針について、市は、債券は満期償還まで保有し配当金を得るという方針であったが、平成 30 年 8 月 9 日付の「国債売買について」の事前決裁で、今後基金総額が減少する見込みであることから、利率の高い債券の購入と途中売却、国債（20 年債及び 30 年債）の売買を債券運用に追加して積極的な基金運用を行うという方針へ変更したとしている。

しかし、その運用方針変更に至った経緯の会議録等の文書は存在せず、「国債売買について」の事前決裁のみが資料として示された。また、当該事前決裁の起案者は会計管理者となっているが、これに対して市は、本来は基金の運用に関しては財政調整課長が行うべきところを、これまでの慣例により会計管理者が行っていたと説明している。これは、地方自治法第 170 条が規定する会計管理者の会計事務の範囲外であり、また、「福津市財務規則」の「基金の管理に関する事務を所管するものは財政調整課長」という規定にも違反している。

また、起案内容は、利率が高い債券の購入と途中売却、国債（20 年債及び 30 年債）の売買を運用に加えるというものだが、当時の「福津市債券運用基準」では、「償還期限まで保有することを前提にした債券購入を原則とする」「残存期間が概ね 5 年を超えない債券とする」となっている。途中売却と超長期債券の取得という「福津市債券運用基準」に反した起案内容が決裁されており、関係法令等との整合性がない。

(2) 基金運用に係る内部統制について

平成 30 年当時の「福津市資金管理運用方針」では、管理運用基準に基づく事務等を円滑に実施するため「福津市資金管理運用会議」を設置するとしているが、平成 30 年の基金運用方針変更にあたり、リスク（安全性及び流動性の確保）についてどのような協議が行われたかは、資金管理運用会議が開催されておらず、協議録等も無いため不明としている。また、国債の売買に関しては基準単価のめまぐるしい変化に対応するために、個別の売買に対する事前決裁は行っておらず、1 ヶ月単位での事後報告の決裁を行っていた。国債の購入指示を誰がしたのか、基金総額 110 億円のうち 74 億円まで債券購入を行った理由等は記録がない

ため不明としている。

基金運用に関して行政内部の横の連携や監視は資金管理運用会議が担うとしているが、会議自体が開催されていないため、基金運用に係る内部統制は機能していなかった。

（３）債券運用に係るリスクヘッジについて

流動性の確保を懸念した財政調整課からの売買の要請に対して応じなかった理由として、金利動向を勘案し売却を想定していたと考えられますが、詳細は不明ですとの市の説明があった。また、含み損となった債券を令和２年度以降売却できなかった理由として、オーバーパー債券の売却時に発生する売却損を年間運用益で一括償還するための環境整備（債券運用基準の改正）等に時間を要したとの市の説明があった。平成 30 年に国債売買の方針変更しているが、この方針変更に対するリスク（安全性及び流動性の担保）に関してどの程度の議論がされているかについては、平成 30 年の基金運用方針変更の決裁に記載されている部分や、その後平成 31 年 4 月に資金管理運用方針を改正した際にリスクに関する項目を追加している部分は確認できたが、これらに至るまでの詳細の記録は不明との市の説明であり、債券運用に係るリスクヘッジがどの程度図られていたかは不明である。

（４）資金運用会議について

平成 31 年 4 月に、「福津市資金管理運用方針」を改正、資金管理運用会議メンバーに副市長を追加、年 2 回会議を開催することとしているが、多額の債券購入を行った時期（令和元年～令和 2 年）には一度も会議は開催されていない。これについて市は、基金運用に関する会議が開催されなかった理由は不明としている。

（５）資金運用方針等について

「福津市債券運用基準」では、「債券の購入時期及び満期若しくは途中売却時は、債券ごとに 12 項目のうち確定した事項を遅滞なく記録保管する」となっている。しかし、民間債、国債とも購入先の住所と購入理由の 2 点が記載されていないことが判明した。購入理由が記載されていないことは、本市の関係法令等との整合性がなく、地方自治法第 241 条第 2 項に照らして、特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用されたかを検証できない状態であり、極めて問題である。市は、債券運用基準のルールに則っていないと認識している。

市の基金運用に関する関係法令等として、平成 30 年 8 月の基金運用方針変更の決裁時点では、「福津市資金管理運用方針」「福津市資金管理運用会議に関する規程」「福津市資金管理運用基準」「福津市債券運用基準」「福津市基金管理要綱」

「福津市繰替運用に関する基準」の 6 つが存在しており、平成 31 年 4 月にそれ

ぞれ一部改正を行った後、令和4年9月にこれら6つを整理し、「資金管理運用方針」として一本化した。今後、市としても関係法令等の整理が必要と認識しており、資金管理運用会議の協議の中で、適宜方針等の見直しを実施していく予定である。

（６）基金の現状と今後の行財政運営への影響について

債券を売却すれば売却損が発生、満期保有であれば元本保証はされるが満期まで25年程度かかるという状況だが、現在の基金保管状況で、公共施設の長寿命化計画等への影響はないのかについては、これまでも財源の範囲内で緊急性、重要性等を考慮し優先順位を付けた事業実施をしており、今後もその方針のもと市政運営を行うとしている。中期財政見通しは今年度12月～1月頃に策定し公表する予定である。

（７）基金に関する制度等について

地方自治法第241条第1項に基づいて基金を設け、各基金条例にその目的を定めている。福津市財務規則第261条第2項で、基金管理者は基金に属する現金を条例の定めるところにより有価証券に代えようとする時は、あらかじめ会計管理者に協議の上市長の指示を受けなければならないと定めている。基金管理者は財務規則第260条で財政調整課長としている。しかし本市では法令に反して会計管理者が実施している事に対し、市は財務規則と齟齬があるとの認識であり、整理が必要としている。

（８）市民、議会への説明について

市は、今後調査を実施した場合、明らかになった内容は適切に公表していきたいとしている。また、令和6年度の決算報告（令和7年9月定例会）では、基金運用益の推移、基金における現金と債券の割合等を掲載した資料を準備する意向である。具体的な調査方法については内部で検討中である。

（９）その他

現在の基金の状態に関して違法かどうかは、司法の判断に委ねられることになるが、満期保有であれば元本保証がされる、運用益が生じている事を鑑みれば、債券の価値下落により含み損が生じている状況をもって、地方自治法第241条第2項に直ちに抵触するという認識はない。今後の資金需要に応じた現金を確保していく必要があるという点においては、今後現金確保に懸念が生じる可能性があり、問題があるとの認識である。

平成30年8月の基金運用方針変更当時、「福津市基金管理要綱」の「基金の現

金の管理方法」では、「国債、政府保証債及び地方債の取得」となっているが、方針変更前の平成 30 年 7 月 31 日の基金保管状況資料によると、民間債 10 件（永久債 4 件、20 年債 1 件、15 年債 3 件、6 年債 2 件、2 年債 1 件）を計 45 億円保有している。当時の要綱に購入債券として記載のない債券を購入しており、要綱に沿った基金運用にはなっていない。基金運用方針変更後も、平成 31 年 4 月に「福津市債券運用基準」「福津市基金管理要綱」を改正するまで市が定めた要綱や規則といった法令等に反した基金運用が継続された。

平成 31 年 4 月に「福津市債券運用基準」を改正し、購入債券に財投機関債、民間債（仕組債は除く）、外国債を加えている。「福津市資金管理要綱」も改正し、現金の管理方法に財投機関債、民間債（仕組債は除く）、外国債を加え、超長期の債券を取得できるとした。しかし、改正以前に法令等に反して財投機関債、民間債、超長期債券を購入しており、基金運用実態に合わせて後追いで法令等を改正したことになり、改正前の基金運用は法令等との整合性がないことがわかった。

当時、基準等と実際の運用や売買に乖離があったことから、運用の現状に合わせて規則を改正していったのではないかととの質疑に対しては、市は、すべての事例に当てはまるとは言い切れないが、そうしたケースは確かに存在していたと認識していると答弁があった。

5. 委員会からの提言

平成 30 年 8 月、それまでの債券満期保有が原則の基金運用方針から、利率の高い債券の購入と、購入した債券の途中売却、国債の売買等、債券の積極的運用に方針を変更した。その事により基金の債券比率が高まり、現在基金総額約 110 億円のうち、現金保有率約 30%、債券保有率約 70%となっている。また、保有する債券（国債）の価格が下落し、含み損が約 23 億円（令和 6 年 9 月時点）も発生している状況である。このことについて市は、債券を満期まで保有すれば元本が保証されていること、運用益が生じていることから、地方自治法に抵触しないが、今後の資金需要に応じた現金の確保に懸念が生じるとの認識である。

法令との整合性という面においては、地方自治法第 241 条第 2 項「基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない」に照らしたとき「現金の確保に今後、懸念が生じる可能性がある」状態は、基金の流動性が確保されていないということである。これは必要な事業が先送りされる可能性があることを意味しており、住民福祉の増進を基本とする地方公共団体にとって重大問題であると言わざるを得ない。

そもそも、基金運用権限のない会計管理者が基金運用を行っていたことは、地方自治法、本市財務規則に反していること、平成 30 年に変更したとする基金運用方針の内容自体が、当時の資金管理運用方針等の本市法令等に違反している

こと、平成 31 年の資金管理運用方針等の改正に至るまで、法令等に反した基金運用が継続されたこと、行政内部の連携や基金運用の監視を担うとしている資金管理運用会議は平成 27 年に一度開催されたのみでその後は開催されず、平成 30 年の基金運用方針変更という重要な決定に対しても開催されていないこと、平成 31 年 4 月に資金管理運用会議に関する規程を改正し、年 2 回の会議開催を定めたにもかかわらず、平成 31 年、令和元年は会議を開催していないこと等々、法令遵守に対する意識が欠落していると言える。

今回の調査は、当時の関係者が退職などで不在であったり、資料が所在不明であったりなど、調査材料が不足している状況での調査となった。基金運用方針変更に至った詳細な協議内容や、債券売買の指示の有無、資金運用会議が開催されなかった理由等、「今後の資金需要に応じた基金現金の確保に懸念が生じる事態」となった根本原因が不明なままである。今後再発防止策を講じるうえで、今回の調査だけでは不十分であると言わざるを得ない。執行機関が行う行財政運営や事務処理、事業の実施が適法・適正に行われているかを監視する機関である議会として、さらなる調査が必要である。楽観視できない財政状況であるため、今後の財政の見通し等についても、委員会として引き続き調査研究の必要性がある。